

令和5年度「住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰対策給付金」のご案内

(受給には手続きが必要です)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援として、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対し、10万円を給付します。

支給額

対象1世帯あたり **10万円**

- 1世帯1回限り。
- 物価高騰対策給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。

手続期限

令和6年7月1日(月)[必着]

※期限を過ぎた場合は受理できません。

給付時期・受取方法

- 筑西市が確認書を受理した日から **1~2か月後**が目安です。
- **口座振込になります。**
- 提出書類に不備等があった場合、振込の時期が遅れることがあります。
- 審査の結果、給付要件に該当しない場合は、不支給とすることがあります。

支給の対象となる世帯 (1)~(3)の要件をすべて満たす世帯が対象

- (1) 基準日(令和5年12月1日)時点で筑西市に住民登録がある世帯
- (2) 世帯全員が令和5年度「**住民税均等割のみ課税者**」で構成される世帯
または令和5年度「**住民税均等割のみ課税者と住民税(均等割)非課税者**」で構成される世帯
- (3) 他の市区町村で同制度による給付金を受給していない世帯

※世帯全員が住民税課税者から扶養されている場合は支給対象になりません。

※令和5年1月2日以降に日本に入国した方は支給対象になりません。

「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」(住民税)が課税で、「所得割」が非課税の方です。
「税額決定(納税)通知書」または「課税証明書」に記載されている「所得割」の額が0円になっています。

手続きについて

A.世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から筑西市に住民登録がある場合

- ① 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- ② 「確認書」の記載内容を確認し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で市に返送してください。

【添付書類】

- **振込先金融機関の口座確認書類の写し**(確認書に記載の口座以外への振込を希望する方や確認書に口座が記載されていない方)
- **本人(代理人)確認書類の写し**(振込先金融機関の口座確認書類を提出した方、代理人が受給する場合)

B.世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方または未申告の方がいる場合

- 令和5年1月2日以降に筑西市外から転入してきた方は、令和5年度の課税状況が分かる証明書の写しが必要です。(令和5年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行するもの)
- 住民税未申告の方は、市民税課で必要な申告を行い、対象世帯となる場合は申請ができます。

こども加算について

住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金の対象となる世帯のうち、以下の児童を扶養している世帯について、追加の給付金があります。

- **対象児童:平成17年4月2日生まれ以降の児童**
- **追加給付額:対象児童 1 人につき5万円**

※令和5年12月2日以降に生まれた児童及び別世帯であるが扶養している児童については申請が必要です。

お問い合わせ 平日 8:30~17:15(土日祝を除く)

本庁舎2階②「均等割のみ課税世帯給付金」専用窓口
筑西市物価高騰対策給付金専用ダイヤル
0296-25-7313(直通)

※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

※「こども加算」についてのお問い合わせ

本庁舎1階⑩窓口 こども課
0296-24-2104(直通)



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

筑西市の職員がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料を求めることはありません。

内閣府をかたったメールや偽の給付金サイトにご注意ください。また、不審な電話、郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。